

## 公告第7号

すさみ町は、次の業務委託について一般競争入札を行うので、すさみ町財務規則（昭和53年規則第2号）第70条の規定に基づき公告する。

令和8年3月4日

すさみ町長 岩田 勉

### 1. 入札に付する事項

- (1) 案 件 名：令和7年度庁内DX環境整備業務委託
- (2) 業務内容：別紙「仕様書」のとおり
- (3) 履行期間：契約締結の翌日から令和8年9月30日（水）まで
- (4) 履行場所：すさみ町役場本庁舎及び発注者が指定する場所
- (5) 予算措置：本業務は、令和7年度予算を令和8年度に繰り越して執行する事業である。なお、本入札は当該予算（繰越明許費）の成立を前提として実施するものであり、予算が成立しない場合は、本入札を取り消すことがある。

### 2. 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

本件入札に参加しようとする者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。
- ② 地方自治法施行令第167条の4第2項各号の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- ③ 自己、自社の役員又はその支店若しくは営業所等の代表者その他経営に実質的に関与している者が、次のアからカまでのいずれにも該当しない者であること。
  - ア すさみ町暴力団排除条例（平成23年すさみ町条例第13号）第2条第3号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）であると認められる者
  - イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者

- ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしていると認められる者
- エ 暴力団若しくは暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の活動、維持運営に協力し、若しくは関与していると認められる者
- オ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
- カ 暴力団又は暴力団員等であることを知りながら不当に利用するなどしていると認められる者
- ③ 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又はその団体に属する者でないこと。
- ④ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定により更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定により、なお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。以下同じ。）をしていない者又はこれがなされていない者であること。ただし、同法第41条第1項の更生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第199条第1項の更生計画の認可の決定が確定している場合は、この限りでない。
- ⑥ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定により再生手続開始の申立てをしていない者又はこれがなされていない者であること。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第174条第1項の再生計画の認可の決定が確定している場合は、この限りでない。
- ⑦ 国税、都道府県税及び市町村税に未納がない者であること。
- ⑧ 過去2年以内に、国または地方公共団体において、100台以上規模のGoogle WorkspaceおよびChromebookの導入・設定作業、ならびに運用支援業務の受注実績があること。（当該実績を有する専門業者に、発注者の承諾を得て本業務の一部を再委託する体制を構築できる場合を含む。）
- ⑨ 本業務の円滑な遂行および機器導入後の迅速なサポート対応の観点から、すさみ町役場本庁舎から移動時間が2時間以内の場所（又は和歌山県内）に、本店、支店、営業所、又は保守対応拠点を有していること。

### 3. 質問の受付及び回答

- (1) 受付期間：令和8年3月4日（水）から令和8年3月12日（木）午後5時まで。
- (2) 受付方法：質問申出書（様式第3号）を電子メールにより [ueda\_t01@town.susami.lg.jp] へ提出すること。
- (3) 回答方法：令和8年3月13日（金）までに、すさみ町ホームページにより回答する。

#### 4. 仕様書や様式の交付

##### (1) 交付方法

すさみ町ホームページ (<https://www.town.susami.lg.jp/>) からのダウンロードによる。

- (2) 交付期間：令和8年3月4日（水）から令和8年3月17日（火）まで

#### 5. 同等品確認申請の受付

仕様書に定める参考製品以外の製品で応札しようとする者は、以下の期限までに申請を行うこと。

- (1) 期限：令和8年3月12日（木）午後5時まで

##### (2) 方法

同等品確認申請書（様式第4号）に、同等品であることを証明するカタログ等の資料を添えて、地域未来課 機構改革推進室へ電子メール（ueda\_t01@town.susami.lg.jp）により提出すること。

#### 6. 一般競争入札の日時及び場所

- (1) 入札日時：令和8年3月18日（水）午前10時

- (2) 入札場所：和歌山県西牟婁郡すさみ町周参見4089（すさみ町役場2階会議室）

- (3) 開札日時：(1) に同じ。

- (4) 開札場所：(2) に同じ。

#### 7. 入札方法

##### (1) 入札金額の算定

入札書に記載する金額は、仕様書に基づき、本業務（端末114台の調達、初期設定、研修、導入支援等）を完了するために必要な一切の費用（※ライセンス費用

については初年度分（令和8年4月1日から令和9年3月31日までの1年間）のみを積算した税抜き総額（契約希望金額の110分の100に相当する金額）を記入すること。

(2) 落札決定の算定

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額で入札すること。

(3) 入札書の提出

入札は、所定の入札書（様式第1号）に入札事項を記入して行うこと。なお、封筒の作成方法、および記載上の制限等の詳細については、本公告末尾の「（注意事項）」を必ず参照すること。

(4) 提出方法

入札書（様式第1号）は、所定の事項を記入・押印の上、封筒に入れ密封し、6(1)に定める日時に直接持参すること。郵送、電送（FAX）又は電子メールによる提出は認めない。

(5) 代理人による入札

代理人が入札を行う場合は、入札前に委任状（様式第2号）を提出しなければならない。

8. 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金：免除する。

(2) 契約保証金：

落札者は、契約金額の100分の10以上の額を納付すること。ただし、すさみ町財務規則第86条の規定に該当する場合は免除することがある。

9. 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札、および本公告に定める条件に違反した入札は、無効とする。また、次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

(1) 2に規定する競争入札参加資格のない者がした入札。

- (2) 事前に資格を認められた者であっても、入札時点において指名停止措置を受けている等、資格を喪失した者がした入札。
- (3) 入札金額を訂正した入札書による入札。
- (4) 記名押印を欠く等、入札書の重要事項が不明瞭な入札。
- (5) 同一事項の入札について、2以上の入札（代理人としての重複を含む）をした者の入札。
- (6) 明らかに談合その他の不正行為によってされたと認められる入札。

## 10. 落札者の決定の方法

### (1) 入札の要件、執行方法等の細目

入札の要件、執行方法等の細目については、本公告および別紙仕様書に記載する  
とおりとする。

### (2) 開札の立ち会い

この入札の開札には、入札参加者又はその代理人が立ち会うものとする。た  
だし、入札参加者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のないす  
さみ町職員が立ち会うものとする。

### (3) 落札者の決定

あらかじめ定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行  
った者を落札者とする。なお、入札の参加者が1者であっても、入札を有効とす  
る。

### (4) 同価入札の場合の決定方法

落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者  
にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじを  
引かない者があるときは、これに代わって当該入札事務に関係のないすさみ町職員  
にくじを引かせるものとする。

### (5) 再度の入札

開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の  
入札を行う。この場合において、入札の回数は最初の入札を含め原則として3回ま  
でとする。

## 11. その他

### (1) 使用する言語及び通貨

入札及び契約の手続において使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨に限る。

(2) 契約書作成の要否

要（落札決定後、すさみ町財務規則（昭和53年規則第2号）の規定に基づき、速やかに業務委託契約書を締結するものとする。）

(3) 契約の締結における議会の議決の要否

不要（本契約は、「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」に定める基準額に達しないため、議会の議決を要しない。）

(4) 入札及び契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地

①名称：すさみ町地域未来課機構改革推進室

②所在地

和歌山県西牟婁郡すさみ町周参見4089

郵便番号 649-2621

電話番号 0739-55-4801

(注意事項)

- 入札に参加する者は、本公告および仕様書を熟知の上、入札すること。
- 入札書の金額は訂正することができない。訂正がある場合は無効とする。
- 代理人が入札する場合は、入札前に委任状（様式第2号）を提出すること。

入札書及び封筒の作成方法について

○入札書

代理人が入札する場合は、代理人の記名押印だけではなく、入札者（法人の代表者）の住所、商号、氏名の記入が必要であること。（但し、代表者の押印は不要）

○封筒

「表」 あて名：「すさみ町長 岩田 勉 様」

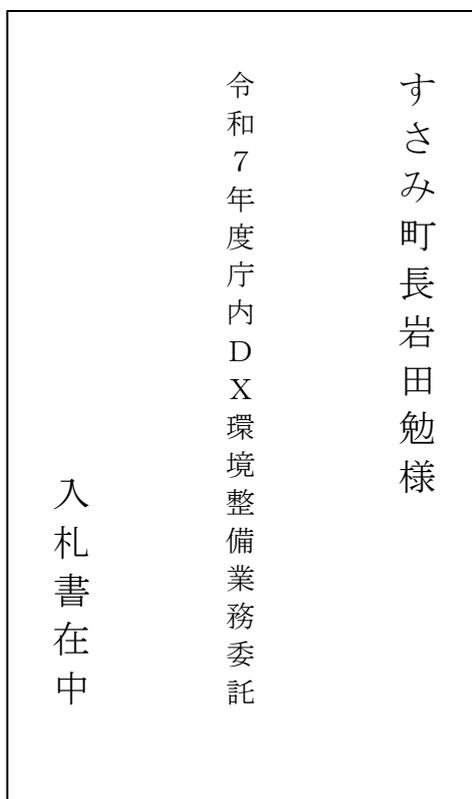
その他：業務名を記載すること。

「裏」 封印3ヶ所（上・中・下）

出席者の印（代理人の場合は代理人の印）で押印すること

(例)

「表」



「裏」

